

報告第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 23 年 5 月 23 日提出

市川市長 大 久 保 博

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

平成 23 年 4 月 1 日から財団法人市川市文化振興財団が公益財団法人に、財団法人市川市福祉公社が一般財団法人に移行することに伴い、本条例で定める本市の職員を派遣することができる団体の名称を改める必要があるため、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行うものである。

平成 23 年 3 月 31 日

市川市長 大 久 保 博

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月31日

市川市長 大久保 博

市川市条例第25号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する
条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号を次のように改める。

(3) 公益財団法人市川市文化振興財団

第2条第1項第5号を次のように改める。

(5) 一般財団法人市川市福祉公社

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。